

運輸部



船長等への周知啓発

プレジャーボートの海難事故発生件数は、年間900件前後で依然として海難全体の3割を超える状況が続き、死者行方不明者を伴う海難についても全体の約3割をプレジャーボート関連が占めている状況です。また、近年、船舶安全法に基づく船舶検査を適切に受検しない小型船舶が毎年3〜4万隻発生していることが明らかになっています。

このような小型船舶を放置すると、船体、機関の整備不良の可能性も高まり海上の人命の安全に重大な支障を及ぼすことが懸念されます。

こうした状況を踏まえ、運輸部としましては、海上保安庁等関係機関と連携を密にし、マリンスレジャー活動が活発となるゴールデンウィークから夏期休暇期間中にかけて、プレジャーボート等小型船舶に対して、船舶検査の受検、小型船舶操縦士免許に関する安全キャンペーンを実施しています。また、一人乗り小型漁船において船外転落事故が多発していることから、平成20年4月1日から施行された小型漁船に対する救命胴衣(ライフジャケット)着用義務範囲の拡大等についても併せて周知啓発活動を実施しています。

また、従来から実施しております

小型船舶操縦士の遵守事項(酒酔い等・操縦禁止・危険操縦の禁止・免許者の自己操縦・救命胴衣(ライフジャケット)の着用等)についての周知啓発を伴うパトロール活動の際にも、併せてこれらの事項の確認を行い、ソフト、ハードの両面から小型船舶の安全キャンペーンを実施することにより安全確保を推進しています。

ライフジャケットの着用を忘れずに

ライフジャケット着用



ライフジャケット未着用



海中転落者のライフジャケット着用・未着用別の生存率(海上保安庁資料より作成)

※乗船・プレジャーボート等の小型船舶におけるH16〜H20の平均値

● ライフジャケット着用の場合は生存率が約2.5倍

ライフジャケットを着用して海中転落した場合は、ライフジャケット未着用の場合に比べて生存率が約2.5倍も高く、逆に未着用の場合は死亡率が約2倍も高くなる結果となっています。

万一の海中転落時に助かる確率が、ライフジャケットを着用していることで非常に高くなることが分かります。



上のイラストの乗船者に対しては義務が課せられています。不意の事態に備え、ライフジャケットの着用を忘れずにしましょう。



プレジャーボート等小型船舶を安全に利用するために

プレジャーボート等小型船舶に対する安全キャンペーンを実施

